

## 大台町低入札価格調査実施要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、大台町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」又は、同令第167条の10の2第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

**第2条** 本要領の対象とする工事は、総合評価方式を適用する工事及び制度の適用が必要と認められる工事とする。

(基準)

**第3条** 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」又は同令第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」とは、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

- 2 調査基準価格の額の算定は、一般土木工事にあつては、予定価格算定の基礎となった次の各号に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額とし、その他の工事については、別表1に掲げる調査基準価格の算定額、若しくは別途定めた算定方法による額とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合は10分の9とし、10分の7に満たない場合は10分の7とする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費（率分及び積上げ分の合計）の額に10分の9.7を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の6.5を乗じて得た額
- 3 調査基準価格の端数処理は万円未満を切り捨てるものとし、10分の7に満たない場合のみ、万円未満を切り上げるものとする。
- 4 調査基準価格を下回る入札のうち、重点的に調査を実施する調査基準価格（以下「重点調査基準価格」という。）を定めることとし、重点調査基準価格は予定価格の額に10分の7.5を乗じて得た額とする。
- 5 重点調査基準価格の端数処理は万円未満を切り捨てるものとする。

(参加業者への周知)

**第4条** この要領を適用するときは、公告又は指名通知の際において次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 本要領の適用があること。
- (2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 基準価格を下回った入札を行った者は事後低入札調査等に協力すべきこと。

(入札の執行)

**第5条** 入札の結果、調査基準価格を下回る価格による入札が行われ、その者が落札候補者になった場合は、入札者に対して保留及び調査の適用を宣言し、調査を実施した後に落札者を決定し、後日結果通知する旨を告げ入札を終了するものとする。

(調査の実施)

**第6条** 町長は、調査基準価格を下回る価格による入札を行った者のうち落札候補者について、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあるか否かを具体的に判断するため、次に掲げる事項について、入札者から提出された調査資料の分析、事情聴取及び関係機関への照会等により調査を行うものとする。ただし、落札候補者の入札価格が重点調査価格の108分の100を乗じた額を上回る場合は、第2号から第8号までの内容についての調査を省略することができる。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近及び関連する手持工事の状況
- (3) 契約工事対象箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- (6) 手持機械の状況
- (7) 労働者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施行した工事の成績
- (9) その他必要な事項

2 入札価格に100分の108を乗じて得た額が第3条の調査基準価格を下回る場合、入札後速やかに別表2を踏まえて「大台町低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料の提出を求めるものとする。

3 入札価格に100分の108を乗じて得た額が重点調査基準価格以下の場合、「重点調査様式1（当該価格で入札した工事が施工できる理由）」（ただし、施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料を提出する場合は、「施工体制重点調査様式1（当該価格で入札した工事が施工できる理由）」）を入札時に提出することとし、落札候補者となった場合は低入マニュアルに定める資料を提出させることとする。なお、入札時に上記の重点調査様式1（ただし、施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料を提出する場合は、施工体制重点調査様式1）の提出がなかった場合、その者の入札を無効とする。

(調査報告)

**第7条** 町長は、前条の調査結果に基づき、落札の可否について大台町発注工事等指名審査委員会へ報告し、答申を得なければならない。

(落札者の決定及び通知)

**第8条** 町長は前条の答申を受け、当該契約内容に適合した履行がなされると認めるときは、直ちに落札候補者を落札者と決定し、その旨を落札者に通知する。

2 町長は前条の答申を受け、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、落札候補者を落札者とはせず、当該最低価格の次に低い価格（予定価格の制限の範囲以内で調査価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても前2条の手続き

を経て、当該価格によっても契約の内容に適合した履行がなされると認めたものに限る。)の入札者若しくは総合評価方式により評価値が最も高かった者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち最も評価値の高い者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定し、その他の入札者に対しては、次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(専任の担当技術者)

**第9条** 低入札価格調査対象工事において、調査基準価格を下回った契約をする場合は、建設業法上の主任技術者又は監理技術者(以下「主任技術者等」という。)のほかに、低入札価格調査の資料(ただし、施工体制確認型総合評価において施工体制確認資料が提出された場合は、「施工体制確認資料」とする。以下この条において同じ。)提出時に専任の担当技術者1名を追加して定め、契約時に配置するものとする。ただし、工場製作期間がある場合は、現地で施工する期間に配置するものとする。

なお、専任の担当技術者は、次の条件を満たすこととする。

- (1) 低入札価格調査の資料提出時において、三重県公共工事共通仕様書に定める主任技術者としての資格を有していること。
- (2) 低入札価格調査の資料提出時において、入札に参加する要件の主任技術者等に求める資格、施工実績を有していること。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、代表者の主任技術者等に求める入札に参加する要件を満足していること。

- (3) 低入札価格調査の資料提出時において、直接的かつ3か月以上の恒常的な雇用関係を有すること。
  - (4) 当該入札の低入札価格調査の資料提出時に配置できる状況にあること。ただし、工場製作期間があり現場が工場から現地へ移行する場合には、その時点で配置できる状況にあることとし、低入札価格調査の資料提出時に誓約書を提出させること。
- 2 共同企業体における専任の担当技術者は1名とし、その者の所属は代表者、構成員の別を問わないものとする。
- 3 専任の担当技術者は、現場代理人との兼務は認められないものとする。
- 4 低入札価格調査の資料提出後における専任の担当技術者の変更は、三重県公共工事共通仕様書に規定する監理技術者等の変更に関する取扱いと同様とする。

(契約の保証等)

**第10条** 調査基準価格を下回る価格による申込みを行った者が落札者となった場合は次の各号に掲げる事項を適用するものとする。

- (1) 契約保証金を契約額の3割以上とすること。
- (2) 主任技術者又は監理技術者は現場代理人との兼務は認められないこと。
- (3) 不誠実な行為に対しては適切な措置をとること。

**附 則**

この要領は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成21年6月15日告示第116号)

この要領は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成22年5月14日告示第113号)

この要領は、平成22年5月14日から施行する。

**附 則** (平成23年7月22日告示第120号)

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に公告されている入札物件の低入札価格調査に対する取扱いは、なお従前の例による。

**附 則** (平成24年3月1日告示第34号)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日告示第97号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年3月30日告示第83号)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成30年3月16日告示第22号)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

## 別表1 (第3条関係)

### 調査基準価格の算定

P＝調査基準価格

#### 1. 工事区分 (一般)

##### ①一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

##### ②建築工事等

【一般】  $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$

【解体工事】  $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

##### ③鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

##### ④機械設備製作・据付工 (下水機械設備工事を除く。)

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

##### ⑤電気・通信設備工事 (下水電気・通信設備工事を除く。)

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{技術者間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

##### ⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

注1) 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

注2) 工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ、これにより難しいときは別途設定し入札の公告 (通知) の際に示す。

#### 2. 工事区分 (水道事業)

##### ①一般土木工事等 (水道事業及び電気)

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

※一般土木工事等とは、土木一式工事、舗装工事、塗装工事等、下記②～④を除く工事をいう。

##### ②水管橋製作及び架設工事

$$P = \{\text{直接製作費} \times 0.97 + \text{間接労務費} \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費}) \times 0.9 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

##### ③建築工事

【一般】  $P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$

【解体工事】  $P = \{ \text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずること。

④機械設備、電気設備、通信設備工事（水道事業）

$P = \{ \text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65 \} \times 1.08$

※機器費は管弁類・機械等購入費とし、直接工事費は機器費を含まないこと。

注1) 共通仮設費は、共通仮設费率分と積み上げ分の合計額とする。

注2) 工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ、これにより難しいときは別途設定し入札の公告（通知）の際に示す。

## 別表2（第6条関係）

### 見積内訳等の検討に係る判断基準について

#### 1. 判断基準の適用について

- (1) 2. 基本的判断基準の(1)若しくは3. 見積内訳書の判断基準の(1)を満足しない場合は失格とする。
- (2) 2. 基本的判断基準の(1)及び3. 見積内訳書の判断基準(1)の全てを満足する場合、「大台町低入札価格調査マニュアル」に基づく調査を行い、下記の2. 基本的判断基準及び3. 見積内訳書の判断基準を1つでも満足しない場合は失格とする。

#### 2. 基本的判断基準

- (1) 入札価格が予定価格/1.08の70%以上であること。  
 なお、端数処理は、予定価格/1.08の70%の円未満を切り捨てるものとする。  
 ただし、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない。
- (2) 発注者が指定した日時までに、大台町低入札価格調査マニュアルの別表に定める調査資料が提出されていること。
- (3) 専任の担当技術者を配置できることが確認できること。
- (4) 応札は適正な見積もりに基づく公正な価格競争結果であること。
- (5) 応札者は調査に際し誠実で協力的であること。
- (6) 下請業者からの見積もりが適正に反映され、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せの恐れがないこと、直接工事費や現場管理費に従業員手当等が適正に計上され、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。
- (7) 工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり（赤字を前提とした見積もり等）でないこと。
- (8) 重点調査の場合は、大台町低入札価格調査マニュアルに示す記載要領に従って作成した各様式及び各様式の添付資料が提出されていることとする。

#### 3. 見積内訳書の判断基準

見積内訳書とは、設計内訳表、明細表、単価表、施工単価表、運転単価表等を指す。

ただし、建築工事については、工事仕様書の内訳、種目別内訳、科目別内訳、及び細目別内訳を指す。また、建築工事に付随する設備工事の判断基準は、建築工事に準じるものとする。

- (1) 設計内訳表の下表の全ての費目について、発注者の設計金額に下表の率を乗じた価格以上であること。なお、端数処理は、対象額にそれぞれの率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない。

	機器単体費	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
一般土木工事	—	75%	70%	70%	30%
建築工事	—	73.5%	70%	70%	30%
電気・通信設備工	69%	75%	70%	70% 機器間接費含む	30%
上記以外	—	75%	70%	70%	30%

- (2) 設計内訳表、明細表に記載された数量が、発注者の明示する数量を満足していること。  
なお、重点調査又は発注者が単価表の提出を求める場合には、単価表の数量が発注者の明示する数量を満足していること。  
ただし、建築工事については数量の妥当性が確認できればこの限りでない。
- (3) 設計内訳表、明細表に記載された、単価、金額の計算の整合がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）なお、重点調査又は発注者が単価表、施工単価表、運転単価表等の提出を求める場合には、設計内訳表、明細表に加えて、単価表、施工単価表、運転単価表においても、単価、金額の計算の整合がとれていること。（違算は認めない。ただし、金額に影響がない誤記はこの限りでない。）
- (4) 総合評価の技術提案にかかる数量、単価、金額が、見積内訳書に適正に計上されていること。この場合において、発注者が明示した見積内訳書と名称及び数量が異なってもかまわない。
- (5) 設計内訳表における千円未満の端数処理については認めることとし、端数処理の箇所については問わない。（設計内訳表以外の端数処理は認めない）ただし、建築工事については見積内訳書における千円未満の端数処理は認めることとする。
- (6) 材料・製品は、設計仕様を満足する品質・規格を有すること。
- (7) 材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。
- (8) 労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適正に計上されていること。
- (9) 建設廃棄物は、適正な搬出先、適正な処理費用が計上されていること。